



新型コロナウイルス感染症に伴うおもな支援策まとめ ※補正予算の成立以降に確定

中野区公明党議員団

個人・世帯向け



給付
(もらえる)

新型コロナウイルスで影響を受けている**すべての方**に
離職等で住居を失った・失うおそれがある
子育て世帯で家計が大変
失業・収入減で大学等の授業料が支払えない

特別定額給付金※
一律1人10万円を給付
住民基本台帳に記載(4/27時点)されているすべての人
住居確保給付金※
家賃実費支給(例)2人世帯で月6万4000円が上限(東京都)支給期間:原則3カ月(最長9カ月)
子育て世帯への臨時特別給付金※
児童手当の受給者に対し、子ども1人当たり1万円を給付
高等教育修学支援制度
授業料減免+返済の必要のない給付型奨学金

緊急小口資金(特例貸付)
貸付上限~10万円(特に必要な場合は~20万円)据置期間:1年以内、償還期間:2年以内
総合支援資金(特例貸付)
無利子無保証 2人以上世帯は~月20万円、単身は~月15万円 据置期間:1年以内、償還期間:10年以内 原則3カ月まで

総務省コールセンター 03-5638-5855
09:00~18:30(土日祝除く)
中野区くらしサポート もしくは自立支援係
8:30~17:00(土日祝除く) 3228-8950 3228-5637へ
中野区子育て支援課 3228-8952
児童手当係 8:30~17:00(土日祝除く)
日本学生支援機構 0570-666-301
09:00~20:00(土日祝除く)

貸付
(かりる)

収入が減って**家計の維持が難しい**

緊急小口資金(特例貸付)
貸付上限~10万円(特に必要な場合は~20万円)据置期間:1年以内、償還期間:2年以内
総合支援資金(特例貸付)
無利子無保証 2人以上世帯は~月20万円、単身は~月15万円 据置期間:1年以内、償還期間:10年以内 原則3カ月まで

中野区社会福祉協議会 5380-5775
9:00~17:00(土日祝第3月除く)
厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」
0120-46-1999 09:00~21:00(土日祝含む)

猶予
(支払延長)

市区町村民税・固定資産税が支払えない
国民健康保険料(税)・国民年金保険料が支払えない
公共料金や電話料金(固定・携帯)が支払えない
住宅ローンが支払えない

自治体の判断で各種納税の徴収猶予(期限等)を決定
 自治体の判断で保険料(税)の徴収猶予(期限等)を決定
国民健康保険は免除制度あり
 支払期限を延長(事業者向けにも支払い猶予あり)
 今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能

住) 中野区 税務課 3228-8924
固) 中野都税事務所徴収課 3386-4860
国保) 中野区 国保徴収係 3228-5509
年金) 中野年金事務所 3380-6111
 各電気・ガス・水道・電話等事業者
 各金融機関または
金融庁相談ダイヤル 0120-156811
10:00~17:00(土日祝除く)

事業主向け



給付
(もらえる)

自粛などで業績が悪化(売上げ半減)
従業員に休んでもらう場合
従業員に子どもがいる場合
フリーランスで子どもがいる場合

持続化給付金※
2020年で特に厳しい月(1~12月)の売上げが前年比50%減の場合、その月の売上げを年換算した額を、昨年1年間の売上げから引いた減少分を給付 上限:中小200万円、個人事業100万円
雇用調整助成金(コロナ特例)
休業等助成(中小なら最大10分の9まで) 助成率は、企業規模・雇用条件で変動
小学校休業等対応助成金
小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合 1日あたり8,330円を上限に賃金相当額を助成
小学校休業等対応支援金
小学校等休校で休業したフリーランス(委託を受けて個人で仕事をする保護者) 1日あたり4,100円(定額)を助成

無利子・無担保融資(借り換えも可)
コロナの影響で前年比5%以上の売上減少 据え置き最大5年

経済産業省 0570-783-183
中小企業 金融・給付金相談窓口 09:00~17:00(土日祝含む)
厚生労働省 0120-60-3999
コールセンター 09:00~21:00(土日祝含む)

貸付
(かりる)

資金繰りのため融資を受けたい

セーフティネット保証(4・5号) / 危機関連保証
信用保証付き融資を限度額までご利用中の方に、与信枠を大幅拡充 / 保証料・利子を減免(最大ゼロ金利)
マル経融資の金利引き下げ
前年比5%以上で売上減少で 融資限度額:別枠1000万円 当初3年間 金利を0.9%引き下げ(商工会議所等の推薦が必要)

法人税や消費税などの納税が難しい※
社会保険料が支払えない

法人税や消費税、基本的にすべての税
収入が減少(前年同月比▲20%以上)した事業者は無担保かつ延滞税なしで納税を猶予 / 固定資産税は軽減措置も
健康保険料や厚生年金保険料が猶予
事業の休止や著しい損失があった場合に納付が猶予

日本政策金融公庫 0120-154-505
09:00~19:00(土日祝除く)
 民間金融機関※
取引のある金融機関 3380-6947
または中野区産業振興センター 9:00~17:00(土日祝除く)
日本政策金融公庫 0120-154-505
09:00~19:00(土日祝除く)
国税局猶予相談センター 03-6672-3503
9:30~17:00(土日祝除く)
健康保険協会または組合・日本年金機構